

【重要】モエレ沼公園野球場ご利用の遵守事項とお願い

モエレ沼公園野球場を利用するにあたり、球場施設および公園環境の保護のため、以下のルールを必ずチーム内で徹底してください。ルールが守られない場合、試合の中断や今後の球場利用ができなくなる場合があります。

1. グラウンド・芝生保護のための禁止事項(厳守)

○芝生の傷みや施設の破損を防ぐため、以下のルールを必ずチーム内で徹底してください。

- ✖ **芝生上での禁止行為**: 芝生の上でのトスバッティング、ノック、ランニングは一切禁止です。
- 🏟️ **練習メニューごとの実施場所(指定エリア)**:
 - トスバッティング: 必ず「内野(クレイゾーン)」で行ってください。
 - ランニング: 必ず「ウォーニングゾーン」で行ってください。
 - 外野へのノック: 内野などのクレイゾーンから行ってください。もし芝生から行う場合は、すぶり室にある「専用移動式マット」を必ず使用してください。わからない場合はスタッフにお尋ねください。
- 🧤 **キャッチボールの制限**: スパイク着用時は、芝生保護のため芝生上でのキャッチボールを最小限に留めてください。
- 🧱 **壁当て・叩きつけの禁止**: 施設の長寿命化のため、球場内外を問わずボールやメディシンボール等の「壁当て」および「芝生への叩きつけ」は一切禁止です。

2. 公園環境・施設保護への配慮

- 📢 **鳴り物制限**: 苦情が入った場合には鳴り物の応援を取りやめていただく場合があります(メガホン除く)。
- 🚫 **施設保護**: ベンチへの立ち応援、壁・施設への物当て、ドア以外からの出入り、白壁へ靴の跡を付ける行為は禁止です。
- 🚭 **全面禁煙**: 球場スタンド席やトイレはもちろん、球場敷地内(園路の内側)は禁煙です。テニスコート側での喫煙も固く断ります。
- 🐾 **ペット禁止**: スタンドを含む施設内へのペット同伴は禁止です(盲導犬・介助犬除く)。

3. 車両の駐車・乗降について

○周辺の交通渋滞や緊急車両の支障回避のため、駐車乗降時は特にご注意ください。

- 🚗 **一般応援者の駐車**: 家族や個人での応援の方は、公共交通機関を利用するか、「東側駐車場」をご利用ください(西・テニス・中央・職員駐車場への駐車はご遠慮ください)。
※観客数が少ない場合は、野球場特設駐車場へ駐車可能です。
- 🚫 **球場等への横付け禁止**: 選手や役員の乗降・荷物の積み降ろし等で車両を球場へ横付けしないでください。テニスコート駐車場前も同様です。一般車両・モエレ沼公園維持管理車両通行の妨げになるため禁止です。
- 🚚 **お弁当業者について**: 業者の車両は基本的に球場のある公園内へ進入できません。必ず駐車場から台車等で運搬してください。
※早朝配達など、配達時間により進入を希望される方は、必ず3日前までに管理事務所及び札幌市へご相談ください(当日の対応はいたしかねます)。

4. 試合後の清掃・ゴミの持ち帰り

- 🧹 **選手控室・ダッグアウトの清掃**: 使用した選手控室やダッグアウトは、次のチームが入る前および試合終了後に必ず清掃・点検を行ってください。
- 🗑️ **ゴミは持ち帰り**: 出たゴミは必ず「一般ゴミ」と「資源ゴミ(ビン・缶・ペットボトル)」に分別し、各チーム・大会運営関係者等で責任を持ってお持ち帰りください。
※一時預かりをご希望の場合は、事前に管理事務所との打合時にご相談ください。

5. グラウンド整備への協力

○試合を円滑に進めるため、グラウンド整備の協力者を出していただきます。ご協力をお願いいたします。

- 🧹 **試合間・試合後**: ブルペンの穴埋め、ファウルゾーンのトンボ掛けへのご協力をお願いします。トラクターが入れない場合は、守備位置・走路のトンボ掛けをお願いします。
- 🏠 **中間整備(5回または4回終了後)**: 内野のトンボ掛けへのご協力をお願いします。
- 💧 **散水時**: 試合間整備後の内野散水の際、ホース持ちとして数名(5名程度)のお手伝いをお願いする場合があります。

6. その他

- ⚠️ **注意喚起看板の移動禁止**: 広場に設置している注意喚起看板(ファウルボール注意のA看板等)は原則移動させないでください。(※会場準備等でやむを得ず移動した場合は持ち手記載の通り現状復旧してください)違反した場合には以下の責任が問われます。
 - 🔥 **軽犯罪法違反**: 他人の掲示物を勝手に移した行為そのものに適用されます。
 - 🛠️ **器物損壊罪**: 物理的に壊さなくても効用喪失により損壊と見なされます。
 - 🚑 **過失致傷あるいは致死罪**: 看板がずらされたために危険を察知できず、観客や通行人がファウルボールで怪我をした場合、看板を動かした人物の過失(不注意・不適切な行動)と怪我との間に因果関係が認められれば、刑事罰の対象になります。
 - ⚖️ **民法第709条(損害賠償)**: 看板をずらしたことで怪我人が出た場合、球場管理者から不法行為に基づく損害賠償請求をする場合があります。

※これらの注意事項を、チーム内や大会関係者など、ルールを知らない人にも必ず事前に周知してください。